



平成23年4月5日号

避難所でお過ごしのみなさま

第5号の避難所通信をお届けします。

仙台市では、4月1日に「仙台市震災復興基本方針」を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

今回の震災で、私たちは「絆」と「協働」が最大の力であることを改めて実感しました。家族・コミュニティ・仲間・組織など、人と人のつながりや支え合いが、復興へのエネルギーになると確信し、「絆」と「協働」を基調に、「安心」と「再生」をめざします。

第1「被災された方が安心できるトータルケアの推進」

市民一人ひとりの安心の確保が最優先の課題であり、避難所で生活される方への細やかなサービスの提供、世帯ごとの居住環境の早期確保など、総合的な支援に取り組みます。

第2「日常生活の安心を支える施設等の早期再開と生活サービスの安定供給」

ライフラインや交通環境の早期回復、未来を担う子どもたちを育む学校の早期再開、安心できる医療・福祉サービスの安定供給などをめざします。

第3「都市活力の源となる地域経済と地域生活基盤の復興再生」

地域企業の経営再建、復興需要が地域経済を潤し雇用を創出する取り組み、観光関連産業や商店街の支援などを行います。

東部地域の復興・再生に全力で取り組むとともに、丘陵地域の被災宅地や市街地の被災建築物の支援方策の検討を進めます。

第4「仙台の再生と沿岸地域全体の復興を牽引する本格的な取り組みの推進」

早期復興をめざして、復興計画の策定、復興事業の推進に全庁一丸となって取り組みます。

みなさんが、希望を持って安心して暮らせる生活環境、豊かに広がる田園風景、活気溢れる街の賑わいを一日も早く取り戻せるよう、全力を尽くします。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

| | | |
|--------------|------|----------------------|
| < 各区災害対策本部 > | 青葉区 | 022 - 225 - 7211 (代) |
| | 宮城野区 | 022 - 291 - 2111 (代) |
| | 若林区 | 022 - 282 - 1111 (代) |
| | 太白区 | 022 - 247 - 1111 (代) |
| | 泉区 | 022 - 372 - 3111 (代) |

1 . 応急仮設住宅入居募集説明会 を開催します

第一弾として提供可能な応急住宅

| 応急的な住宅のタイプ | 場 所 | 戸 数 | 住戸タイプ |
|----------------|---------------------------------------|----------------------------|--|
| プレハブ 応急仮設住宅 | あすと長町 (3 8 街区) | 第 1 期 119 戸 第 2 期 114 戸 | 第 1 期 1DK (6 坪) 24 戸 2DK (9 坪) 71 戸 3K (12 坪) 24 戸 駐車場は 1 戸に 1 台 |
| 市営住宅 | 上原 (青葉区) 36 戸 西中田 (太白区) 30 戸など | 78 戸 | 1DK ~ 3DK |
| 県営住宅 | 将監 (泉区) 16 戸 折立 (青葉区) 12 戸など | 35 戸 | 2K ~ 4DK |
| JR 東日本社宅 | 若林区南小泉 | 90 戸 | |

合計 4 3 6 戸 (第 1 期入居は 3 2 2 戸)

上記のほか、民間企業等の空き社宅・寮についても問い合わせ中
プレハブ仮設住宅については、このほか、宮城野区の仙台港背後地や若林区の荒井への整備を事業担当である宮城県に要請中です。

対象 = お住まいが全壊等の被害を受け、自らの資力では住家の確保が困難な世帯

入居期間 = 2 年以内 / 使用料無料 / 電気・ガス・水道料金は入居者負担

< 入居募集 >

- (1) 4月8日(金)、9日(土)、10日(日)の3日間で避難所をまわり、説明会を実施します。

避難所ごとの日程は、運営委員会のみなさんと調整のうえ、お知らせします

- (2) 4月11日(月)から18日(月) 募集受付
(3) 5月上旬の入居開始をめざします。

入居選考に当たっては、被災した方々のニーズを踏まえつつ、高齢者、障害者、子育て世帯、妊産婦といった世帯の事情に考慮します。

プレハブ仮設住宅等で、同一箇所でもとまった戸数が確保できる住宅は、地域コミュニティ単位での入居に配慮します。

応急仮設住宅等コールセンター 開設中

0 1 2 0 - 0 5 5 - 1 5 0

期間：4月1日から当分の間（土日・祝日も開設）

時間：午前8時30分～午後5時

コールセンターでは、次のようなお問い合わせにお答えしています

- ・ 応急仮設住宅に関する制度の概要について
- ・ 第一弾として提供可能な住宅の場所や戸数などについて
- ・ 住宅の応急修理や住宅に入り込んだがれき等の除去について

宮城県外の公営住宅を活用した県外への一時移転に関しては
被災者向け公営住宅等情報センター

0 1 2 0 - 2 9 7 - 7 2 2 でご案内しています

2 . 水道料金・下水道使用料の特別措置

(1) 建物滅失等の場合の料金減免

建物が被害を受け水道の使用ができなくなった方については、前回検針日から平成23年3月11日までの料金が免除されます。 連絡が必要です

再び水道を使い始める際はご連絡ください

(2) 漏水分の減量

宅地内・屋内で給水装置の破損により漏水が生じた方については、過去の実績水量に基づき水量を減量して料金を計算します。 連絡が必要です

提出書類 工事業者が発行する修繕施工証明書（なければ領収書の写し）

(3) 基本料金1か月分の減免

すべてのお客さまについて、平成23年3月分の水道の基本料金（下水道は基本使用料相当額）を減免します。（3月10日までに使用を廃止した方を除きます）

連絡は必要ありません

例：一般家庭の場合の減免額

| | 水道 （基本料金） | 下水道 （基本使用料） | 合計 |
|----------|--------------|----------------|---------|
| 口径 13 mm | 609 円 | 738 円 | 1,347 円 |
| 口径 20 mm | 1,312 円 | 738 円 | 2,050 円 |

井戸水で下水道使用の方、公設浄化槽使用の方も、下水道使用料（738円）を減免します。

なお、震災後の納入通知書の発送は、平成23年4月以降に延期します。
発送日に合わせて、納期限も延期します。

申請・問い合わせ先

建物滅失等の場合の料金減免・引越手続など

仙台市水道局コールセンター 0 2 2 - 7 4 8 - 1 1 1 1

漏水分の減量

宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方

仙台市水道局南料金センター 0 2 2 - 3 0 4 - 0 0 2 2

青葉区・泉区にお住まいの方

仙台市水道局北料金センター 0 2 2 - 3 7 1 - 8 8 3 1

井戸水での下水道使用の方、公設浄化槽使用の方（建物滅失、漏水等の場合）

仙台市建設局業務課 0 2 2 - 2 1 4 - 8 8 0 9

お問い合わせの電話が多く大変混雑しています。つながらない場合は、少し時間をおいておかけ直してください。

3 . 仙台法務局では、被災された方々からのご相談に応じています

倒壊・流失した家屋の登記申請はどうする？

土地や建物の権利証を紛失した！

会社の印鑑や印鑑カードを紛失した！

被災地に本籍がある場合の戸籍の手続きは？

連絡先 仙台法務局本局

不動産関係 0 2 2 - 2 2 5 - 5 7 6 7

会社・法人関係 0 2 2 - 2 2 5 - 5 7 4 8

戸籍関係 0 2 2 - 2 2 5 - 5 7 3 4

受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

4 月中は土日・祝日も午前 9 時から午後 4 時まで受け付けます

4 . 仙台市図書館から避難所に本をお届けします

大変な毎日を送っていらっしゃる皆さんが本で少しでも心を休めていただけるよう、ご希望のあった避難所に本をお届けしています。

お届けする本は、避難していらっしゃる方の年代、人数を考慮し、1 箇所につき 30 冊～100 冊です。ご希望があればご連絡ください。

連絡先：市民図書館 0 2 2 - 2 6 1 - 1 5 8 5